

「栽培者免許」の審査過程で 狙い撃ちされた東川の農園主

当局による見せしめ？

今後のヘンプ栽培に暗雲

北海道厚生局麻薬取締部は8月8日、産業用大麻（ヘンプ）栽培の「研究者免許」の失効後もヘンプを処分せず所持していたとして、東川町の農園主を大麻取締法違反（所持、虚偽報告）の疑いで札幌地検に書類送検した。本誌で既報のとおり、農園主は2014年に道から「研究者免許」の交付を受けて試験栽培や加工試作品づくりを積み重ね、今年「栽培者免許」に切り替えるべく申請手続きを進めていた。だが、ヘンプ栽培の広がりを抑え込もうとする規制当局が審査の引き延ばしを図った末に今回の事件が起きた。生産農家の脇の甘さに付け込み、見せしめ的な書類送検や報道に至った経緯を、当事者の証言や周辺取材を軸に検証する。

（9月5日現在）

ルポライター
滝川 康治



試験栽培1年目の松家農園のヘンプ圃場。マスコミも好意的に報じ、ヘンプに関心を抱く農業関係者や自治体職員、議員らの見学が相次いだ（2014年7月撮影）

脇の甘さを見越して麻取と道職員が「査察名目」で急襲

6月20日、東川町の農家・松家源一さん（1948年、旧東川村生まれ）から電話がかかってきた。「最悪の結果になってしまい、困った。墓穴を掘りました」。意気消沈しており、途中から涙声になった。

2014年から3年間、松家さんは大麻取締法に基づく「研究者免許」を取得して試験栽培を続け、今年念願の「栽培者免許」に移行すべく手続きを進めていた。過去5年間、産業用大麻（ヘンプ）をめぐる取材を重ねるうちに、わたしに意見を求めてくる場面もあった。一体、何が起きたのか。免許事務を所管する道保健福祉部医務薬務課の担当者が北海道厚生局の麻薬取締官（麻取）数人と一緒に松家農園を訪れたのは前日の昼すぎ。その日の査察で未処理の大麻草



茎の表皮を剥ぎ麻幹（おから）を乾燥させる試験も。貴重なデータが集積されたが、今回の一件で振り出しに戻った（15年9月撮影）

や脱穀後の残渣などが入ったビニール袋が農業用ハウスで見つかり、同法違反容疑での捜査に急展開したのだ（詳細は後述）。

道厚生局麻薬取締部が取り調べを続け、8月8日に大麻所持と道知事に対する虚偽報告の容疑で松家さんを札幌地検に書類送検。厚生労働省

が発表した「報道メモ」には、事件について要旨次のように記してある。

※第1（略）今年3月、上川保健所職員に対し、前年末に所持した大麻の数量が約33・3キロであったにもかかわらず、これをゼロとして虚偽の数量を記載した年間報告書を出し、前年の末に所持した大麻の数量について道知事に虚偽の報告をし、第2、みだりに今年6月、被疑者経営の農園において、大麻計33・3キロを所持したものである。

一見すると、大量の大麻を所持していた重大犯罪であるかのような印象を与えるメモだ。各紙が報じ、NHKは全国ニュースで何度も流した。とりわけ『北海道新聞』は大きな見出しで3回にわたり報道し、取締当局の露払い役を演じる。

しかし、昨年来の厚生労働省による規制強化の動き（本誌17年4月号参照）や、免許申請から送検に至る経緯を検証すると、生産農家が狙い撃ちされた構図が浮き彫りになってくる――。

ヘンプの有用性に惚れ込み町や道の支援得て試験栽培

送検騒ぎが一段落した8月20日、

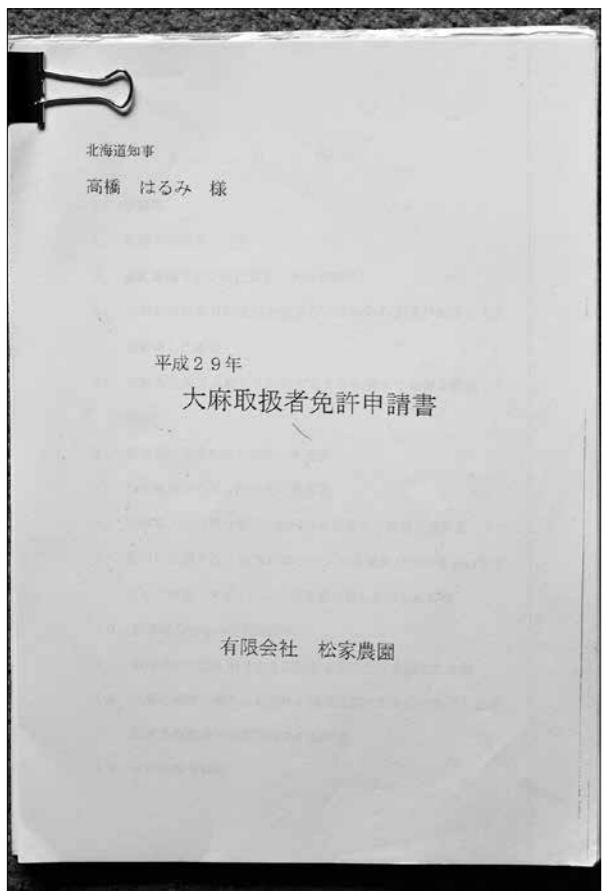
当事者の話をじっくり聴いた。

農業人生50年になる松家さんは、実直で人が好く、一本気なところもある。70年代半ばから長らく地元の蔬菜園芸団体の役員を務め、89年には道の指導農業士に認定。18年前に（前）松家農園を設立し、有機米や野菜を作る一方、玄米や雑穀を加工して6次産業化も進めてきた。

ヘンプの有用性を知るのは10年ほど前。元道立上川農業試験場長の菊地治己さん（旭川市在住）と出会い、勧められて試験栽培を始めた。「4年前、道内の5人ほどが免許申請を試みたものの不許可になり、取得しやすい位置にいたわたしに話が回ってきた。東川町の松岡市郎町長も即決で支援を約束してくれてね。それが、こんな思わぬ展開になってしまっなんて……」

ヘンプには稲の10倍以上の生産性があり、繊維はプラスチックの代替品や建築資材になり、種子は食品にでき、広く活用が可能。「スーパー作物」にすっかり惚れ込んだ。

2014年3月、東川町が試験栽培を委託する形で、松家さんと菊地さんに「研究者免許」が交付された。当時の道医療薬務課長と菊地さんが



右松家農園が提出した「免許申請書」の写し。全90ページにおよぶが、取り下げを余儀なくされた

知恵を絞る、交付の門戸を広げた。松家さんは「栽培者免許」を希望したが、この方式に参画する。

最初は22アール、2年目は53アールと面積を拡大。規制対象外の茎をチップ化し麻炭や麻酢液にしたり、麻炭を使った石けんや化粧品などの試作品づくりも進めた。私利私欲からではなく、将来の本道の産業振興を見ずえた先駆的な試みだった。

高橋はるみ知事は15年春の知事選公約に「産業用大麻の栽培に向け取り組みを進める」を盛り込み、上川総合振興局も施設整備などの支援に乗りだす。同年秋までに道農政部は知事の任期中に実施するヘンプ関連施策をまとめた「工程表」を作成。本腰を入れ始めたかに見えた。

厚労省がヘンプ普及を警戒引き延ばされた免許手続き

状況が暗転するのは、前出「工程表」をまとめたころだ。東川町と東京の一般社団法人が内閣府に対し大麻草の全草利用が出来る国家戦略特区の指定を申請したが、計画に医療用大麻の研究が含まれ、厚労省が警戒感を強める(のちに申請取り下げ。16年5・6月号に詳報)。さら

ンブ研究会に対し、道として免許を交付する旨の方向が示された、との情報がある。にもかかわらず正式受理までに約1カ月も要したのは、道と厚労省とのすり合わせに時間を費やしたためではないのか。

取締官とともに道が査察へ残渣など見つけ捜査へ急転

6月13日、業を煮やし道庁を訪れた松家さんに対し、医務薬務課の青山雅人課長は「今、(免許申請の扱いの件で)主幹と主査が厚労省に呼ばれている」と明かした。

同日朝、同課に電話を入れると、

に昨年秋には、産業用とは別にマリファナを所持していた、栽培者免許を持つ鳥取県加工会社社長が大麻取締法違反で起訴される事件などが相次ぎ、規制はより強化されていく。

松家さん自身も不運に見舞われた。昨年3月中旬、農園で作業中に落下事故に遭い、脳挫傷と診断され2カ月間の入院生活を送る。医師からは「元の状態に戻るには2年ほどかかる」と宣告を受けた。本人は自覚が乏しいようだが、退院後は物忘れが激しくなった(筆者も取材の約束をすっぱかされた経験がある)。

「作付けを断念すれば、栽培者免許は取れなくなる」——危機感を抱いた松家さんは退院後の6月下旬、体調不良を押しつけてヘンプの種を蒔く。適期から1カ月遅れての執念の作業だったが、昨年は大型ハウスを使った採種向け栽培のみにとどまる。

「厚労省の意向として取引先の資料が必要」と言われ、午後から何おうと思っていたと久米啓主査。待っていると道職員だけでなく厚生局の麻薬取締官もやって来た。

ヘンプ関連施設は、大小の農業用ハウスとプレハブ管理棟の計3つある。小さいハウス内で採種のため15年産ヘンプを脱穀した際の残渣や、葉や種子が付いたままの茎が放置されているのが見つかり、査察は大麻所持容疑での捜査に急転。取締官に残渣物などを任意提出し、同日の捜査は終わった。松家さんは免許取得に頭が一杯で、未処理の大麻草に考



ヘンプの茎や麻炭を使った加工品づくりも試みるが、過剰な規制のなか次へ進めなかった

厚労省は11月、鳥取の事件などを踏まえ、免許審査の強化を求める通知を都道府県に発出。その影響をもろに受け、道医務薬務課の担当者から「道の指導指針などを改定するので、17年の免許申請は4月まで待ってほしい」と要請された。

大麻取扱者免許は、免許の日から

えが及ばなかった、という。

麻薬取締官の同行は不自然だ。後日、医務薬務課に取材すると、「我々は免許申請に関する現地調査をしたかった。厚生局と一緒にしたのは、先方の権限のなかで判断されたのでしょう。(6月12・13日に)厚労省に呼ばれた件は想像にお任せします(岡村卓治主幹)」

と曖昧な答えが返った。追加資料の提出を名目に厚労省主導の査察が道との連携プレーの下で行なわれ、取締官が未処理の大麻草という、獲物を見つけたのが真相だろう。

6月21日午前、関係書類を手に農園を訪れた久米主査から、「(捜査で)免許申請が不採択になると、その経歴が残る。自主的に取り下げるほうが記録に残らず、今後の障害になりにくい」と勧められたという。「今後の可能性があるかもしれない」と感じた松家さんは、やむなしと判断して署名捺印した。

すると、午後1時すぎに令状を持った麻薬取締官がやって来て、まずトラック1台分の大麻関係のものが押収された。一度に積みきれず、次々に3台のトラックがやってきて、チップ状にした茎や関係書類などを

その年の12月31日まで交付(大麻取締法第8条)され、翌年1月30日までに前年分の報告書を提出しなければならぬ(同法第15条)。だから、12月中旬に申請手続きを終え、翌年に備えるケースが多い。それを「春まで待ってくれ」では筋が通らない。例えば車の免許は、道路交通法の改正直前まで従前の規定に基づき取得できる。厚労省に付度し、申請の先送りを企図したのだろう。

道の要請に従った松家さんは、今春まで手続きを先送りする。連休明けの5月8日、収入印紙を貼った申請書を上川保健所に提出。同保健所の助言を受け、申請者は従前の個人から法人(松家農園)に変更した。書類の追加提出や修正などで時が流れ、6月1日ようやく正式申請にこぎ着ける。播種の適期は過ぎ、焦りはピークに達していた。

「なぜ申請書を受け付けなかったのか、今でも腑に落ちません。そして、申請書の処理期間のタイミングをみて、査察にやってきたんです」

昨年暮れまでの道議会関係者と道保健福祉部幹部との水面下の折衝で、3年間の栽培実績を持つ松家さんと、新たに栽培をめざす網走市産業用へ

運び出してしまったのです」

管理不十分に反省必要だが書類送検は行き過ぎた措置

厚生局の「押収品目録交付書」によると、この日の押収物で最も数が多いのは「大麻チップらしきもの」391袋。ヘンプの茎をチップ状に加工し、百リットルほどのビニール袋に詰められたものだという。ちなみに、大麻取締法第1条では、

「この法律で『大麻』とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。(原文のまま)」

と規定され、茎と種子は大麻として扱われない。

「交付書」で目立つのは茶色紙袋に入った「大麻様植物片」。松家さんは次のように説明する。

「昨年1月、共同研究者の菊地さんから15年産の試料サンプルが入った段ボール箱を4つ預かり、処分を依頼されました。3箱は処分しましたが、小さな箱が一つ棚に置いたままになっていて、それが押収された」この「大麻様植物片」22袋も、冒頭

「報道メモ」の「犯罪事実」に記された「大麻計33・3キロ」に含まれる。管理ミスではあるが、「犯罪」とまで言えるのか疑問が残る。

不法所持とされた押収物の大方は、15年産ヘンプを脱穀する前後のものだという。この年は収量が多く、脱穀や採種は越年となった。2人の従業員が作業を担当したが、一連の作業が終わらないうちに前出の事故で松家さんが倒れる。経営の継続が危ぶまれた時期もあり、従業員たちは入院中に退職していた。そして、療養生活のなかで大麻草の葉の処分を失念したまま時が流れていく。

今年2月、ハウス内を巡回中に未処理の残渣などを見つけたが、積雪のため埋設処分が出来ず、そのまま放置してしまう。その後は、免許申請で頭が一杯で対応しなかった。「慎重さに欠け、管理がルーズになっていたことを反省しています。過去3年間、研究者免許がスムーズに交付され、(昨年末の)失効後もその感覚のままだったのだと思う。法律に対する認識が希薄な面があり、鳥取の事件後の影響がどう出てくるのか予測が甘かった。(送検騒ぎで)東川町をはじめヘンプ栽培に理解・協力

つてマリファナ愛好者らによる盗難被害が相次いだ。そこで、県の農業試験場が育種を進め、1983年に品種登録されたのが「とちぎしろ」だ。共同研究者の菊地さんが実施した簡易検査の結果によると、松家農園の15年産ヘンプのTHC平均含有量は「0.014%」。マリファナのTHCは数%〜10数%台とされるから、天と地ほどの開きがある。

今回は、厳重注意や今年の免許交付を認めないなどの対応もとれたはず。厚労省は、善良なヘンプ栽培者に対して監視の目を光らせるのではなく、麻薬取り締まりに力を注ぐべきでなかったか。本来業務に徹し、麻薬密売人の摘発などに奔走してほしい、と一国民として強く願う。

規制当局の露払いを演じた道新報道の発端はリーク?

7月28日、最後になった第7回取り調べ。いつもの取締官に代わり、道厚生局麻薬取締部の嶋田孝雄捜査課長が調べにあたった。「逮捕してもいい案件だったが、そうしなかった。『今後、大麻と関わらない』と約束すべきじゃないか」「報道されると家族も大変な状況に

してくれた人たちに水を差す結果になり、申し訳ありません」と、反省の弁を語った。

一方、松家さんの弁護士(旭川弁護士会所属)は、こう指摘する。

「知事から特別に免許を交付されている者として管理不十分であったことは反省しなければならぬが、大麻の横流しなど悪意を持ったものではありません。産用大麻の栽培に対する行政のきびしい構えがあり、その取り組みを歓迎していない感がある。『きちんと管理されていないはずだから、検査できると栽培のコントロールが可能になる』という意図があったのではないか。『葉の一枚も残っていないはダメ!』では、栽培が一切認められなくなります」

今回の一件は、押収量こそ多いものの、マリファナや野生大麻を隠し持っていたわけではなく、管理のルーズさから適切な処分を怠り、結果的に虚偽の報告に至った事例といえる。情状酌量の余地は大きい。

現行法では、精神変容作用をもたすTHC(テトラヒドロカンナビノール)の濃度に対応した規制がなされず、どの大麻草も十把一絡げに

なるんじゃないか」
恫喝めいた言葉が続く、「押収物をすべて権利放棄しないか」と打診されたという。松家さんは不法物の放棄には同意する一方、「合法的な物は対応を考えたい」と即答を避けた。取り調べは午後1時半から6時間余りにおよび、「あと2回ほど調べを続けたい」と告げられた。

6日後の8月3日夕方、北海道新聞報道センターの若手記者2人(うち1人は道警記者クラブ所属)がアポなしで農場を訪れた。「産用大麻のことを取材したい」と言われ、1時間ほど話すうちに取材調べの情報を得ているな、と直感する。「隠し立てする気はなかったたので、わたしのほうから『実は…』と尋ねると、捜査について詳しく知っていて、質問してきた。言い分を聞いてほしいと思ったのできちんと説明し、『公正な記事にしてほしい』と伝えた」

しかし、『道新』は8月8日朝刊の前打ち報道を皮切りに、同日夕刊翌9日の朝刊と社会面で大きく扱った。多くは厚生局や道医務薬務課の説明を基にしたもので、松家さんの言い分は20数行報じた程度。この事件が免許申請の過程で起きたことには、



当事者の言い分を2ページにわたって報じた地元紙の『あさひかわ新聞』(右)と当局側の情報に偏重した『北海道新聞』の記事

取り締まってきた。規制緩和が進む欧州やカナダなどは、THC濃度「0.3%未満」の大麻草をヘンプと定義し、商業栽培が行なわれている。

こうした国々であれば、今回のような事件は起きなかった。

東川で栽培された無毒品種「とちぎしろ」を育成した栃木県では、か

さりげなく触れる程度だった。「こんな大げさな記事にしなければならぬのか。厚労省の片棒を担いだ印象を受ける」と松家さんが取材記者に憤りの電話を入ると、「情報提供があり、取材に向いた」旨の説明が返ったという。

8月29日、一連の報道の経緯を検証すべく、わたしは取材記者との面会を試みた。しかし、接触は実現せず、『道新』の法務広報担当者からいっしょにされる。仕方なく次のような要旨の質問メールを送った。

- ①なぜ取り調べ中に取材しようと考えたのか、経緯などを知りたい
- ②取材は取締当局からの情報提供がきっかけだったのか
- ③記事は当局側の立場に偏っているとの印象を受けるが、取材者としてどう考えるか

道新側からは9月2日、以下の木で鼻を括ったような回答があった。「取材の経緯等に関する照会につきましては、基本的にお答えしておりません。情報提供元につきましても、取材源秘匿の観点からお答えできません。(後略)」

彼らが秘匿しようとした取材源は、弱い立場の民間人ではなく、取締当局であったと考えるのが自然だろう。なお、送検に至る経緯について北海道厚生局麻薬取締部にも取材を申し込んだが、「処分が決まらない段階なのでコメントを差し控えたい」(嶋田捜査課長)との答えが返った。「(一連の経緯に)理不尽さは感じていますが、でも、きびしい規制の下で栽培するのは、農家では無理です。規制緩和の流れが強まらない限り、農家は栽培しないほうがいい」と、松家さんは無念そうに話す。今後の栽培はあきらめざるを得ないと考えている。押収物については、「厚生局から種子が返ってきたら、すべて道に寄贈するので、新たな試験栽培などに活用してほしい。茎のチップも一部道に提供し、研究素材として使ってもらいたい。残りのチップを使い、加工研究を続けます」